

現場の実態に即した介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定と職員の処遇改善を求める意見書

少子高齢化の進展等により国民の福祉サービスに対する需要は増大し、多様化している。しかしながら、介護事業所や障害福祉サービス事業所では、長期化した新型コロナウイルス感染症対策や国際情勢の悪化による物価高や光熱費高騰の影響を受け、厳しい経営状況下にある。介護報酬・障害福祉サービス等報酬は、2024年度の改定にむけて議論が進められているが、国で定める公定価格により成り立つ介護事業所や障害福祉サービス事業所は、利用者負担に転嫁することは困難であり、多くの事業所が存続を危ぶまれる状況にある。さらに、2024年度の介護保険制度の改正においては、利用者に負担増を求める議論がなされている。利用者の負担が増えれば、希望するサービスを受けられず、その結果として事業所のさらなる減収につながりかねない。利用者が必要としているサービスを提供するためには、利用者への負担増を求めるのではなく、報酬のプラス改定が必要である。

また、介護や障害福祉の現場を支える職員の賃金は、全産業平均給与と比較すると低い水準にあり、物価高等の影響を受けて他産業の賃上げが進む中、さらに賃金格差が拡大しており、人材の確保・定着が難しくなっている。政府は2022年2月から介護職員等への処遇改善事業を開始したが、その効果は限定的であり、全産業平均給与との差を縮めるには至っていない。

事業所の経営悪化や職員の低賃金、人材不足の状況が改善されなければ、利用者の命に関わる問題に発展するおそれがある。

こうした現状を踏まえ、事業所の安定した運営と職員の処遇改善が図られるよう下記のとおり要望する。

記

1. 事業を継続できるよう、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬のプラス改定を行うこと
2. 必要なサービスを必要な時に受けることができるよう、利用者の負担増となる見直しは行わないこと
3. 職員の賃金引き上げ等の処遇改善策を含めた人材確保策を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長 様